

注目
01

障害のある人の各種手当

問合せ

福祉事務所 障害福祉係

☎内線 157



身体または精神に障害をお持ちの人で、障害の程度が手当の認定基準に該当する場合、申請により各種手当が受給できます。※申請には専門医の診断書が必要です。

各種手当	申請できる人	申請できない人	手当月額	支給月
特別障害者手当	20歳以上で、重度の障害のため日常生活において常時介護が必要な人（障害年金と併給可能）	①病院等に3か月以上継続して入院している人 ②施設等に入所中の人 ③本人または同居の親族の所得が一定以上ある人（扶養親族数により異なります）	30,450円	5月 8月 11月 2月
障害児福祉手当	20歳未満で、重度の障害のため日常生活において常時介護が必要な人	①障害を支給理由とする公的年金等を受けている人 ②施設等に入所中の人 ③父母または同居の親族の所得が一定以上ある人（扶養親族数により異なります）	16,560円	5月 8月 11月 2月
特別児童扶養手当	20歳未満の障害のある児童を監護する父母（または養育者）	①障害を支給理由とする公的年金等を受けている児童の父母 ②施設等に入所中の児童の父母 ③手当を受けようとする人、対象となる児童が日本国内に住所を有しない場合	(1級) 58,450円 (2級) 38,930円	4月 8月 11月

※支給金額は令和8年4月から適用

まちの話題

知っぴ

まつうらマルシェ

暮らしの掲示板

連載コーナー

戸籍だより

注目
02

令和8年度 松浦市自治公民館補助金

問合せ

生涯学習課 社会教育係

☎内線 341



自治公民館（地区公民館）の整備に対して予算の範囲内で補助金を交付しています。補助金の交付を希望される場合は、受付期間内に計画届をご提出ください。

補助対象 ※補助対象には条件があります。	○新築・増改築・修復（補助対象経費の1/2以内、限度額300万円） ○駐車場整備（補助対象経費の2/5以内、限度額50万円） ○空調設備（補助対象経費の1/2以内、限度額50万円） ○キッチンセット（補助対象経費の1/3以内、限度額30万円） ○下水道接続設備（補助対象経費の1/2以内、限度額50万円）
必要な書類	①事業計画書 ②収支予算書 ③見積書の写し ④図面（設計図）⑤現況写真 など
受付期間	4月1日（水）～6月30日（火） ※前年度までに不採択となった事業についても改めて提出が必要です。
交付決定	7月末頃。計画内容・緊急性の精査を行い、交付先を決定します。（事前着工は不可） ※重度の雨漏りやシロアリ被害など、緊急を要するものについて、特例として先行採択する場合がありますので、ご相談ください。